

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>1. 子会社の株式及び出資総額 256,940百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券316,508百万円であります。</p> <p>現先取引、現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は44,092百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,274,320百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,295百万円、延滞債権額は322,521百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は11,903百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は233,922百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 260,709百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「その他の証券」中の外国証券318,445百万円であります。</p> <p>現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再貸付けに供している有価証券は28,938百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,633,239百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,520百万円、延滞債権額は302,174百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9,930百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は234,378百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																																				
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は591,642百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、435,185百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">4,999百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">5,676,972百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,314,486百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">329百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">607,370百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">825,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">464,968百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">2,480,278百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売渡手形</td> <td style="text-align: right;">443,900百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">669百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」880,919百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちその他の証拠金等は498百万円です。</p>	特定取引資産	4,999百万円	有価証券	5,676,972百万円	貸出金	3,314,486百万円	その他資産	329百万円	預金	607,370百万円	コールマネー	825,000百万円	売現先勘定	464,968百万円	債券貸借取引受入担保金	2,480,278百万円	売渡手形	443,900百万円	借入金	669百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は568,004百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、418,086百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">2,425,750百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,585,430百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他資産</td> <td style="text-align: right;">410百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">424,451百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">915,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,999百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">1,499,943百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">485百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」863,318百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうち保証金は72,911百万円、その他の証拠金等は498百万円です。</p>	有価証券	2,425,750百万円	貸出金	3,585,430百万円	その他資産	410百万円	預金	424,451百万円	コールマネー	915,000百万円	売現先勘定	2,999百万円	債券貸借取引受入担保金	1,499,943百万円	借入金	485百万円
特定取引資産	4,999百万円																																				
有価証券	5,676,972百万円																																				
貸出金	3,314,486百万円																																				
その他資産	329百万円																																				
預金	607,370百万円																																				
コールマネー	825,000百万円																																				
売現先勘定	464,968百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	2,480,278百万円																																				
売渡手形	443,900百万円																																				
借入金	669百万円																																				
有価証券	2,425,750百万円																																				
貸出金	3,585,430百万円																																				
その他資産	410百万円																																				
預金	424,451百万円																																				
コールマネー	915,000百万円																																				
売現先勘定	2,999百万円																																				
債券貸借取引受入担保金	1,499,943百万円																																				
借入金	485百万円																																				

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,509,791百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,038,840百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は294,014百万円、繰延ヘッジ利益の総額は130,904百万円であります。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 162,749百万円</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,598,114百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,993,792百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 136,638百万円</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>12. 動産不動産の減価償却累計額 560,020百万円</p> <p>13. 動産不動産の圧縮記帳額 41,050百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,249,108百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>16. 支払承諾及び支払承諾見返には、当事業年度から当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。</p>	<p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 525,877百万円</p> <p>13. 有形固定資産の圧縮記帳額 39,124百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,163,312百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,547,978百万円であります。 (追加情報) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、従来より相殺を行っていた信用保証協会保証付保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を除き当事業年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,502,902百万円減少しております。</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																																																																												
<p>18. 会社が発行する株式の総数</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;">9,919千株</td></tr> <tr><td>第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">48千株</td></tr> <tr><td>第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">64千株</td></tr> <tr><td>第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">85千株</td></tr> <tr><td>第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">71千株</td></tr> <tr><td>第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">71千株</td></tr> <tr><td>第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">18千株</td></tr> <tr><td>第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">18千株</td></tr> <tr><td>第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">3,000千株</td></tr> </table> <p>発行済株式の総数</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>普通株式</td><td style="text-align: right;">3,833千株</td></tr> <tr><td>第二回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">43千株</td></tr> <tr><td>第三回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">5千株</td></tr> <tr><td>第四回第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">64千株</td></tr> <tr><td>第五回第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">85千株</td></tr> <tr><td>第六回第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">71千株</td></tr> <tr><td>第七回第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">71千株</td></tr> <tr><td>第八回第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">18千株</td></tr> <tr><td>第九回第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">18千株</td></tr> <tr><td>第十回第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1,800千株</td></tr> </table> <p>19. 平成15年6月24日開催の定時株主総会において下記の欠損てん補を行っております。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>資本準備金</td><td style="text-align: right;">219,322百万円</td></tr> <tr><td>利益準備金</td><td style="text-align: right;">135,749百万円</td></tr> </table> <p>20. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したることにより増加した純資産額は、250,379百万円であります。</p> <p>21. 配当制限</p> <p>当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>第二回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 8,200円</td></tr> <tr><td>第三回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき14,000円</td></tr> <tr><td>第四回第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき47,600円</td></tr> <tr><td>第五回第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき42,000円</td></tr> <tr><td>第六回第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき11,000円</td></tr> <tr><td>第七回第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 8,000円</td></tr> <tr><td>第八回第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき17,500円</td></tr> <tr><td>第九回第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 5,380円</td></tr> <tr><td>第十回第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき16,000円</td></tr> </table>	普通株式	9,919千株	第二種優先株式	48千株	第四種優先株式	64千株	第五種優先株式	85千株	第六種優先株式	71千株	第七種優先株式	71千株	第八種優先株式	18千株	第九種優先株式	18千株	第十三種優先株式	3,000千株	普通株式	3,833千株	第二回第二種優先株式	43千株	第三回第二種優先株式	5千株	第四回第四種優先株式	64千株	第五回第五種優先株式	85千株	第六回第六種優先株式	71千株	第七回第七種優先株式	71千株	第八回第八種優先株式	18千株	第九回第九種優先株式	18千株	第十回第十三種優先株式	1,800千株	資本準備金	219,322百万円	利益準備金	135,749百万円	第二回第二種優先株式	1株につき 8,200円	第三回第二種優先株式	1株につき14,000円	第四回第四種優先株式	1株につき47,600円	第五回第五種優先株式	1株につき42,000円	第六回第六種優先株式	1株につき11,000円	第七回第七種優先株式	1株につき 8,000円	第八回第八種優先株式	1株につき17,500円	第九回第九種優先株式	1株につき 5,380円	第十回第十三種優先株式	1株につき16,000円	<p>21. 配当制限</p> <p>当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>第三回第二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき14,000円</td></tr> <tr><td>第四回第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき47,600円</td></tr> <tr><td>第五回第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき42,000円</td></tr> <tr><td>第六回第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき11,000円</td></tr> <tr><td>第七回第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 8,000円</td></tr> <tr><td>第八回第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき17,500円</td></tr> <tr><td>第九回第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき 5,380円</td></tr> <tr><td>第十回第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1株につき16,000円</td></tr> </table> <p>22. 関係会社に対する貸出金 988,096百万円</p>	第三回第二種優先株式	1株につき14,000円	第四回第四種優先株式	1株につき47,600円	第五回第五種優先株式	1株につき42,000円	第六回第六種優先株式	1株につき11,000円	第七回第七種優先株式	1株につき 8,000円	第八回第八種優先株式	1株につき17,500円	第九回第九種優先株式	1株につき 5,380円	第十回第十三種優先株式	1株につき16,000円
普通株式	9,919千株																																																																												
第二種優先株式	48千株																																																																												
第四種優先株式	64千株																																																																												
第五種優先株式	85千株																																																																												
第六種優先株式	71千株																																																																												
第七種優先株式	71千株																																																																												
第八種優先株式	18千株																																																																												
第九種優先株式	18千株																																																																												
第十三種優先株式	3,000千株																																																																												
普通株式	3,833千株																																																																												
第二回第二種優先株式	43千株																																																																												
第三回第二種優先株式	5千株																																																																												
第四回第四種優先株式	64千株																																																																												
第五回第五種優先株式	85千株																																																																												
第六回第六種優先株式	71千株																																																																												
第七回第七種優先株式	71千株																																																																												
第八回第八種優先株式	18千株																																																																												
第九回第九種優先株式	18千株																																																																												
第十回第十三種優先株式	1,800千株																																																																												
資本準備金	219,322百万円																																																																												
利益準備金	135,749百万円																																																																												
第二回第二種優先株式	1株につき 8,200円																																																																												
第三回第二種優先株式	1株につき14,000円																																																																												
第四回第四種優先株式	1株につき47,600円																																																																												
第五回第五種優先株式	1株につき42,000円																																																																												
第六回第六種優先株式	1株につき11,000円																																																																												
第七回第七種優先株式	1株につき 8,000円																																																																												
第八回第八種優先株式	1株につき17,500円																																																																												
第九回第九種優先株式	1株につき 5,380円																																																																												
第十回第十三種優先株式	1株につき16,000円																																																																												
第三回第二種優先株式	1株につき14,000円																																																																												
第四回第四種優先株式	1株につき47,600円																																																																												
第五回第五種優先株式	1株につき42,000円																																																																												
第六回第六種優先株式	1株につき11,000円																																																																												
第七回第七種優先株式	1株につき 8,000円																																																																												
第八回第八種優先株式	1株につき17,500円																																																																												
第九回第九種優先株式	1株につき 5,380円																																																																												
第十回第十三種優先株式	1株につき16,000円																																																																												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																										
<p>1. 「その他の経常収益」には、長期不活動預金の収益計上額8,479百万円及び土地建物賃貸料4,827百万円を含んでおります。</p> <p>2. 「その他の経常費用」には、債券ポートフォリオ見直しに伴う国債等債券に係る売却損52,804百万円及びソフトウェア除却額16,759百万円を含んでおります。</p> <p>3. 「その他の特別利益」は、貸倒引当金純取崩額32,407百万円及び投資損失引当金純取崩額5,178百万円であります。</p> <p>4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 10%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 8ヶ店</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">土地建物 等 動産</td> <td style="text-align: center;">7,159</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 63物件 処分予定資産</td> <td style="text-align: center;">517</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物 等 動産</td> <td style="text-align: center;">6,785 -</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>5. 「その他の特別損失」は、前事業年度における退職給付に関する算定方法の見直しに係る処理額であります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店	土地建物 等 動産	7,159	遊休資産 63物件 処分予定資産	517	その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等 動産	6,785 -	<p>1. 「その他の経常収益」には、長期不活動預金の収益計上額11,275百万円、子会社清算益5,912百万円を含んでおります。</p> <p>3. 「その他の特別利益」には、退職給付信託の一部返還益70,658百万円を含んでおります。</p> <p>4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">地域</th> <th style="width: 30%;">主な用途</th> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 10%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">首都圏</td> <td>廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物 等</td> <td style="text-align: center;">607</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>遊休資産 46物件</td> <td style="text-align: center;">土地建物 等</td> <td style="text-align: center;">2,739</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行の営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当事業年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。</p> <p>減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。</p> <p>また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物 等	607	その他	遊休資産 46物件	土地建物 等	2,739
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																								
首都圏	廃止予定店舗 8ヶ店	土地建物 等 動産	7,159																								
	遊休資産 63物件 処分予定資産		517																								
その他	廃止予定店舗 3ヶ店 遊休資産 75物件	土地建物 等 動産	6,785 -																								
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)																								
首都圏	廃止予定店舗 1ヶ店 遊休資産 23物件	土地建物 等	607																								
その他	遊休資産 46物件	土地建物 等	2,739																								

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)	摘要
自己株式					
第二回第二種優先株式		43	43		注
合計		43	43		

注：自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 22,577百万円 その他 6百万円 合計 22,583百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,835百万円 その他 2百万円 合計 12,837百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 9,741百万円 その他 4百万円 合計 9,745百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 3,702百万円 1年超 11,835百万円 合計 15,538百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 4,020百万円 減価償却費相当額 5,511百万円 支払利息相当額 483百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,237百万円 1年超 83,085百万円 合計 102,323百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 24,717百万円 その他 6百万円 合計 24,723百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 16,913百万円 その他 4百万円 合計 16,917百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 7,803百万円 その他 2百万円 合計 7,805百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 4,127百万円 1年超 9,866百万円 合計 13,993百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 4,339百万円 減価償却費相当額 4,403百万円 支払利息相当額 437百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,848百万円 1年超 62,989百万円 合計 82,838百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成18年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	196,102	129,003
合計	67,098	196,102	129,003

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

当事業年度(平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	158,077	90,978
合計	67,098	158,077	90,978

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</p> <p style="padding-left: 40px;">貸倒引当金損金算入限度 160,256百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">超過額</p> <p style="padding-left: 40px;">繰越欠損金 498,908</p> <p style="padding-left: 40px;">有価証券償却損金算入限度 206,817</p> <p style="padding-left: 40px;">超過額</p> <p style="padding-left: 40px;">その他 238,694</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 40px;"/> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計 1,104,677</p> <p style="padding-left: 20px;">評価性引当額 409,201</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 20px;"/> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計 695,476</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金負債</p> <p style="padding-left: 40px;">前払年金費用 153,008</p> <p style="padding-left: 40px;">その他有価証券評価差額 141,043</p> <p style="padding-left: 40px;">その他 31,467</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 40px;"/> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計 325,519</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 20px;"/> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額 369,956百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産</p> <p style="padding-left: 40px;">貸倒引当金損金算入限度 141,805百万円</p> <p style="padding-left: 40px;">超過額</p> <p style="padding-left: 40px;">繰越欠損金 444,526</p> <p style="padding-left: 40px;">有価証券償却損金算入限度 211,606</p> <p style="padding-left: 40px;">超過額</p> <p style="padding-left: 40px;">その他 253,777</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 40px;"/> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産小計 1,051,716</p> <p style="padding-left: 20px;">評価性引当額 381,548</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 20px;"/> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産合計 670,167</p> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金負債</p> <p style="padding-left: 40px;">前払年金費用 137,031</p> <p style="padding-left: 40px;">その他有価証券評価差額 128,177</p> <p style="padding-left: 40px;">その他 72,789</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 40px;"/> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金負債合計 337,998</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 20px;"/> <p style="padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額 332,168百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">法定実効税率 40.6%</p> <p style="padding-left: 40px;">(調整)</p> <p style="padding-left: 20px;">評価性引当額の増加 40.6</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目 37.5</p> <p style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3</p> <p style="padding-left: 20px;">再生専門子会社合併による影響 8.0</p> <p style="padding-left: 20px;">その他 0.2</p> <p style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.3%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">法定実効税率 40.6%</p> <p style="padding-left: 40px;">(調整)</p> <p style="padding-left: 20px;">評価性引当額の減少 9.7</p> <p style="padding-left: 20px;">受取配当金等永久に益金に算入されない項目 3.9</p> <p style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3</p> <p style="padding-left: 20px;">その他 0.2</p> <p style="padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.4%</p>

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	233,138.55	265,344.06
1株当たり当期純利益	円	26,057.69	43,372.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	21,766.24	38,294.74

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は15,029円72銭減少しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度末 平成18年3月31日	当事業年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		2,081,289
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)		1,039,176
(うち優先株式払込金額)		1,001,866
(うち優先配当額)		37,310
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)		1,042,112
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)		3,927

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	137,060	206,289
普通株主に帰属しない金額	百万円	37,663	37,310
うち優先配当額	百万円	37,663	37,310
普通株式に係る当期純利益	百万円	99,396	168,978
普通株式の期中平均株式数	千株	3,814	3,896
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	2,202	1,849
うち希薄化効果を有する 優先株式の優先配当額	百万円	2,202	1,849
普通株式増加数	千株	853	564
うち優先株式	千株	853	564
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			